

インフォメーション

2/22 第11回定例理事会開催

今回の理事会では、議決事項はありませんでした。

3/2 ~生産者と会おう、話そう! これからの産直~
第29回 生産者・消費者協議会交流会

52の産直産地の生産者、組合員、役職員、計217名が集い、互いの思いを共有しました。

「生産者とのつながりがパルシステムの強みです」と話す野々山理事長のあいさつではじまり、常盤村養鶏の公開確認会の報告、配送担当職員の研修報告、菜種油の国際産直の報告がありました。生産者を交えたテーブルトークでは、「2017年は台風による被害がきつかった」「最近の農家は商品づくりだけでなく、広報、経理と何でもこなすマルチな面が必要」といった現場の声や、「直接おいしいと伝えたかった」という組合員の声が聞かれました。

締めくくりとなる生産者幹事「山梨御坂ぐだもの俱楽部」の雨宮さんのあ

いさつでは、「悩みはつきませんが、生産者同士が連携をとる産地ビジョンづくりをしています。若手リーダーも育っています」と力強いメッセージがあり、産直に未来を感じる1日でした。

(ホテル)JALシティ田町東京)



生産の裏話や調理法など、さまざまな話に花が咲くテーブルトーク



量食タイムのお弁当は、産地から届いた食材やパルシステム商品が満載

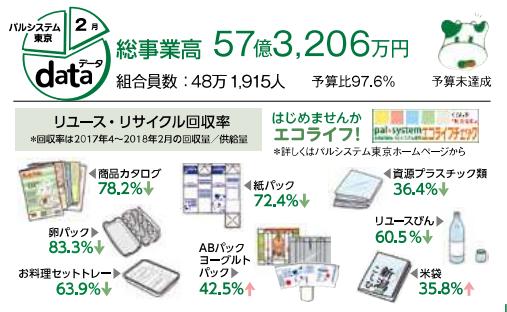
3/21 事故から7年…。
フクシマを思い、脱原発をアピール

「3.21 いのちを守れくらしを守れ
フクシマと共に一さようなら原発全国集会」が代々木公園で開催され、約9,500人の市民が集まりました。

季節はずれの雨が降りしきるなか、被災者や脱原発活動に取り組む人々が登壇。映画「日本と原発」を監督した河合弘之弁護士が、「企業は、自然エネルギーは儲かると気づき始めている。困難はあるけど脱原発実現へ道は閉ざしていない」と話すなど、力強いアピールが続きました。



パルシステム東京のブースでは「パルシステムでんき」をPR。ステージ前では、多くの組合員が脱原発を訴えました



シミュレーション! 国民投票

さまざまな意見がある国民投票ですが、あなたはどう考えますか? 投票時の決まりである「国民投票法」もふまえながら、シミュレーションをして考えてみましょう。

国会に 憲法改正原案の発議

衆議院、参議院のそれぞれの国会議員総数の3分の2以上の賛成

国民に 憲法改正の発議

さまざまなキャンペーンが行われる予想

国民投票運動

国民投票法の規定では

- ・発議から国民投票までの期間は「60日以後180日以内」
- ・公務員や教育者の運動を規制
- ・運動のための費用支出に制限なし
- ・勧説CMは投票2週間前までOK

テレビやネットのCM効果って大きいですよね…

国民投票

国民投票法の規定では

- ・18歳以上の日本国民が投票
- ・最低投票率の定めなし

半数以上が投票に来なくとも決まってしまうのか?

総投票数の過半数の反対

憲法は改正されない

総投票数の過半数の賛成

憲法改正へ

天皇が国民の名において公布

国民投票が行われるってホント?

- 国民投票は憲法改正の賛否を問うために実施されます
- 総投票数の2分の1以上の賛成投票で承認されます
- 私たち一人ひとりが関心をもち、考えていきましょう



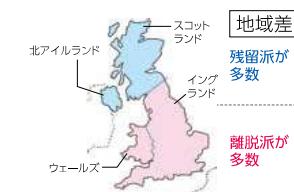
改訂手続きは、「日本国憲法の改正手続に関する法律(憲法改正国民投票法)」に定められています。しかし、発議から投票までの期間が短いこと、最低投票率の定めがないことなどいくつかの問題点が指摘されています。

パルシステム東京の学習会で弁護士の山本志都さんは、「最低投票率の規定なく投票を進めることは、国民の意思といえるのでしょうか? また国民投票運動でのキャンペーントリセーは教えてくれないのか? キャンペーンについても、経済力で情報発信力に差が出ることを考えると不安を覚えます」と話しました。

憲法改正国民投票が実施されれば、戦後70年守ってきた憲法を、私たちがもう一度考える大きな出来事になります。より多くの人が関心をもち、向き合うことが必要なではないでしょうか。

イギリスで行われた「国民投票」

2016年、EU離脱を国民に問う国民投票がイギリスで行われました。結果は離脱派が約52% 残留派が約48% (投票率約72%)で離脱派が勝利。わずかな差だったことや、地域差や年齢差が大きかったこともあり、投票後も混亂が続きました。



改正が問われる…憲法とは

憲法

国が守るべきルール
→国民を守るもの
主役は国民→国民主権

法律

國が守るべきルール
→國を守るもの

国民投票

実施に向けて舵をきくる「国民投票」とは、どのようなものなのでしょうか。

憲法改正のための国民投票

日本では憲法96条で、憲法改正には、全国民に賛否を問う国民投票を行い、過半数の賛成を得る必要があると定められています。憲法は、国家権力から国民を守るために、「國が守るべきルール」であり、改正はあくまでも国民が行うものだからです。